

令和4年度 第3回公契約条例検討委員会議事録（要旨）

1 開催日時

令和4年9月20日（火）13時30分から14時00分まで

2 開催場所

第一応接室（本庁舎3階）

3 出席委員

高野尾三穂委員、木下信幸委員、山口尚徳委員、大池太士委員、伊藤浩一委員

4 欠席委員

山本綾子委員、中野嘉勝委員、板倉章委員

5 事務局出席者

向井契約管財課長、鳥井課長補佐、赤穂課長補佐

6 会議要旨

（事務局）

ただいまから令和4年度第3回松本市公契約条例検討委員会を開会する。

（委員長あいさつ）

今年度3回目の会議だが、前回、6月20日以来になる。

条例の必要性、方向性については、昨年度から7回にわたり、委員の方々から様々な意見をいただいたが、意見としては出尽くした感があり、このところ同じ議論の繰り返しといったところでもあったので、前回の集約のとおり、事務局で市長の考えを聞く機会を設けたということで、「議題の1」になるが、「松本市公契約条例の基本方針」について、事務局から説明願いたい。

（事務局）

市長に、これまでの検討委員会における各委員の意見を説明し、どういう方向性でいくのかということについて、判断を伺う場を設けた。具体的には、7月下旬に、市長に、公契約を取り巻く状況や、これまでの計7回にわたる会議での各委員の意見を伝えた。市長からは、条例の方向性についての指示を受け、その後、さらに、8月と9月の2回、市長レクを行い、「松本市公契約条例の基本方針」という形で市の見解をまとめた。

簡単に結論でいうと、条例については、市長も、現在の「松本市の契約に関する方針」を条例化することで、松本市としての公契約のあり方を広く内外に示すことができるとともに、条例の持つ強制力という点で条例化は有効であるという見解だが、賃金条項に

については、昨今の社会情勢等から、今回は見送る方向性となっている。

それでは、資料1の「松本市公契約条例の基本方針」の説明に入る。

配布資料1に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

ただいまの説明に対し、質問、意見がある方はお願いしたい。

(委員)

市長の見解の中で、条例を作るにあたっては、サービス系の労働者の権利を守ることに主眼を置いたということに方向転換するという事なのか。

(事務局)

建設系も対象にしている。どうしても建設系に目が行きがちになる中で、例えば、清掃などの最低賃金付近で働いている現状が多いところにも目を向けていくべきだという考えにより、サービス系を多少熱くカバーするような方向で検討していくということで、建設系を対象にしないという考えはない。ただ、基準をどうするのかという設定の仕方には影響してくるのかと思う。

(委員長)

それでは、松本市としては、公契約条例の制定を目指すこととして、方向性としては、理念型、ただし、労働環境の改善に繋がる実効性のある仕組みを備えた理念型で検討するという事で異議はないか。

(各委員)

異議なし

(委員長)

続いて、議題の2、「松本市公契約条例（たたき台）について」、事務局から説明願いたい。

(事務局)

配布資料2に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

ただいまの説明に対して、質問、意見等がある方はお願いしたい。

(委員長)

松本市の契約に関して、金額別の件数の状況が分かるものがあるといいと思う。

(事務局)

次回、改めて資料として提出する。

(委員)

できれば、業務等の種別に整理してほしい。

(事務局)

そのような形で整理する。

(委員)

以前にも話をしたが、この検討委員会の枠組みを活かして、契約上の審議会を設置していただきたいと思っている。年1回程度審議会を開催していただいて、その中で、条例等の基準を見直すとか、運用が的確に行えているかどうかというチェック機能が必要と私は提案させていただく。

(事務局)

資料2の13頁、14頁の「第24条公契約審議会」という条文があるが、14頁の右の欄のとおり、賃金型の自治体では、最低賃金単価を条例で決めている関係で、ほとんどの自治体で審議会を置いているが、理念型で置いている自治体は、全体の4分の1と少ないが、条例等の見直しだとか、適正に運用されているのかどうかというようなチェックする場として、審議会を置いている自治体もあることから、この部分についても次回以降、議論していただきたいと思っている。

(委員長)

その他、質問等はあるか。

(各委員)

なし。

(委員長)

続いて、議題の3、「労働環境報告書の適用範囲について」、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

配布資料3に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

いまのご説明に対して、質問、意見等がある方はお願いしたい。

(事務局)

補足になるが、次回以降は実効性という意味で、労働環境報告書を求める範囲や内容、それから、労働者側からの申出の制度を設けるのかどうか、設けるとした場合は、その対象範囲と申出に対する市の対応などを検討していく中で、労働環境報告書を求める範囲を検討していただくための参考資料として、他の自治体の状況などを本日説明させていただいた。

(委員長)

その他、全体を通して何かあるか。

(各委員)

意見等はなし。

(事務局)

今回、理念型ということで結論に至ったが、単なる理念ではなく、ある程度、労働環境を改善していく、あるいは維持するような仕組みを伴った条例にしていくということ

で、方向性を出していただいた。また、次回以降、具体的にどのような形にするのかというのは、議論になるところかと思うが、条例化に向けて事務局の方でも進めていきたいと思っている。

今後の日程については、10月と11月の検討委員会で条文の内容まで詰めていきたいと考えている。

(委員長)

それでは、次回は10月14日に開催したいと思う。本日の議事はこれで終了となる。

(事務局)

以上で、令和4年度第3回松本市公契約条例検討委員会を閉会する。